

日本地学教育学会ロゴマーク取扱内規

平成 28 年 2 月 15 日
常務委員会決定

(目的)

第 1 条 この内規は、日本地学教育学会(以下「本学会」という。)のロゴマーク及びロゴマークの使用について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク)

第 2 条 ロゴマークは、本学会のシンボルであり、使用に当たっては、本学会の尊厳及び品位を損なってはならない。

- 2 本学会のロゴマークの形状等は、別図のとおりとする。
- 3 ロゴマークの形状は、改変してはならない。

(使用範囲)

第 3 条 ロゴマークの使用範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学会の大会・シンポジウムなどの行事
- (2) 本学会が発行する印刷物(ホームページ等を含む)
- (3) 本学会が作成する文具類等の物品
- (4) その他、常務委員会が適当と認めるもの

(使用手続)

第 4 条 ロゴマークを使用するときは、予め広報委員会に申請し、常務委員会の許可を得ることを要する。

(許可の取消し等)

第 5 条 ロゴマークの使用に当たり、この内規に違反し、又はロゴマークの使用の趣旨に反すると認められるときには、常務委員会は、当該使用者に対し許可の取消その他適切な措置をとることができる。

(改廃)

第 6 条 この内規の改廃は、常務委員会が行う。

附 則

この内規は、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

【別図】

